



令和6年度採用 嵐山町職員募集要項



【土木職・建築職（新卒・既卒）】

【土木職・建築職（経験者）】

1 職種、採用予定人員、職務内容

男女を問わず次の人が受験できます。

職種	採用 予定人員	職務内 容	受験資格
技術職 （土木・建築）	若干名	専門的技術業務に従事します	令和6年4月1日現在、29歳までの人で、土木又は建築に関する専門課程を履修した人 ※令和6年3月31日までに高等学校卒業見込みの人を含む
技術職 （土木・建築 経験者）			令和6年4月1日現在、39歳までの人で、2級以上の土木施工管理技士又は2級以上の建築士の資格を有する人

2 受験資格

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
 - ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、同法第六十条から六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

ア 口述試験 面接により行います。

イ 健康診断 口述試験合格者に対して職務遂行に必要な健康度を有するかどうかについて診断を行います。

4 試験の日時・場所

(1) 口述試験

ア 日時 令和6年2月22日(木) 時間は追って通知します。

イ 場所 嵐山町役場

(2) 健康診断

日時・場所 口述試験合格者に対して、追って通知します。

5 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されたのち、試験成績、本人の希望等を考慮し、令和6年4月1日から令和6年9月30日までの間に採用されることとなります。

6 採用されてから

(1) 給与(給料及び各種手当)

嵐山町一般職員の給与に関する条例の規定に基づき支給します。

(参考：令和6年4月1日現在)

下記の給料月額に経験年数等を加味して決定します。

大学卒業後すぐに採用された者の給料： 202,400円

短期大学卒業後すぐに採用された者の給料：184,600円

高等学校卒業後すぐに採用された者の給料：170,900円

(2) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までです。

(休憩時間1時間を含む)

イ 休暇は、年間20日(4月1日採用の場合、1年目は15日)の年次休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇等があります。

7 受験手続及び受付期間

(1) 必要応募書類

ア 履歴書（嵐山町役場窓口・嵐山町役場ホームページでダウンロード可）

イ 誓約書（嵐山町役場ホームページでダウンロード可）

ウ 最終学校の卒業証明書（又は卒業見込み証明書）の原本

エ 資格証書の写し

（土木経験者：土木施工管理技士証書の写し）

（建築経験者：建築士免許証の写し）

オ 職務経験報告書（土木職・建築職経験者のみ）

（嵐山町役場ホームページでダウンロード可）

※注1 提出された応募書類に関しては返却いたしませんので、ご了承ください。

※注2 申込書の職歴、資格等記入欄が足りない場合は、別紙に記載してください。

（形式不問）。なお、記載事項に不正があると採用される資格を失うことがあります。

※注3 申込書に記載された個人情報、職員採用試験実施の円滑な遂行のために用い、他の業務への利用や公開をすることはありません。

(2) 受付期間

受付期間は2月19日（月）までとし、郵送の場合は2月19日（月）までに到着したものに限ります（簡易書留で早めに郵送してください。これによらない場合の事故や不到達のため申込不受理となっても、責任は負いません）。なお、役場総務課での受付は、土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

〒355-0211

埼玉県比企郡嵐山町大字杉山1030番地1

嵐山町役場 総務課庶務・人事担当

TEL 0493-62-2151